

令和6年1月29日

市内高齢・障害事業所 管理者 様
(通所系・訪問系・相談系事業所)

千葉県保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長
障害福祉サービス課長

千葉県高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金について（周知）

平素より本市保健福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では令和5年度前期に引き続き、原油価格・物価高騰に直面している市内の高齢・障害事業所に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するため、令和5年度後期分として、市内高齢・障害事業所に「千葉県高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金」を給付することといたしました。

つきましては、別添の手引き及び要綱をご覧いただき、当支援金の積極的なご活用をお願い申し上げます。

記

1 申請期日

令和6年1月30日（火）から令和6年2月29日（木）

2 対象事業所

通所リハビリテーション、通所介護相当サービス（単独で実施している事業所）、ミニデイ型通所サービス、訪問系事業所、相談系事業所

※ 具体的なサービスについては、要綱別表1をご参照ください。

3 コールセンター

・営業時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

TEL：050-1731-8264

メールアドレス：chiba-kousyou@his-world.com

※当事業に関するお問い合わせは、こちらにお願いいたします。

4 留意事項

①令和6年3月31日まで事業を継続しない場合は対象外です。

②令和5年10月までに事業を開始した事業所は、令和5年10月の介護保険もしくは障害福祉サービス事業の実績があること、それ以降に事業を開始した事業所は、事業開始月の事業実績があることが給付要件の1つです。

③詳細は「申請の手引き」「要綱」等をご確認ください。

【市ホームページ】（「千葉県 高齢・障害 物価高騰」と検索してください。）

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/05bukkakoutoushienkin.htm>

1

④千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金など、当支援金と同種の支援金等と併給可能です。

担当：千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険事業課
同 障害福祉サービス課